

(令和8年度に交付申請を行うことが困難で、令和9年度に対象経費が発生する可能性がある方)  
有田市結婚新生活支援事業補助金 確認シート

◎要件のチェック

チェック	対象者について
<input type="checkbox"/>	令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に婚姻届けを提出した
<input type="checkbox"/>	婚姻届提出時に、夫婦ともに39歳以下である
<input type="checkbox"/>	夫婦ともに有田市に住所があり、在住している
<input type="checkbox"/>	夫婦および同じ世帯の者に滞納がない
<input type="checkbox"/>	夫婦ともに過去に結婚新生活支援事業の補助（他団体からの補助を含む）を受けたことがない
<input type="checkbox"/>	夫婦および同じ世帯の者は、暴力団員等や暴力団員と密接な関係を有していない
<input type="checkbox"/>	夫婦ともに別紙記載のいずれかの講座等を受講した

◎対象経費のチェック

令和8年4月1日から令和10年3月31日までに支払った下記経費が対象です。

（上限30万円 / ※夫婦ともに婚姻時29歳以下である場合、上限60万円）

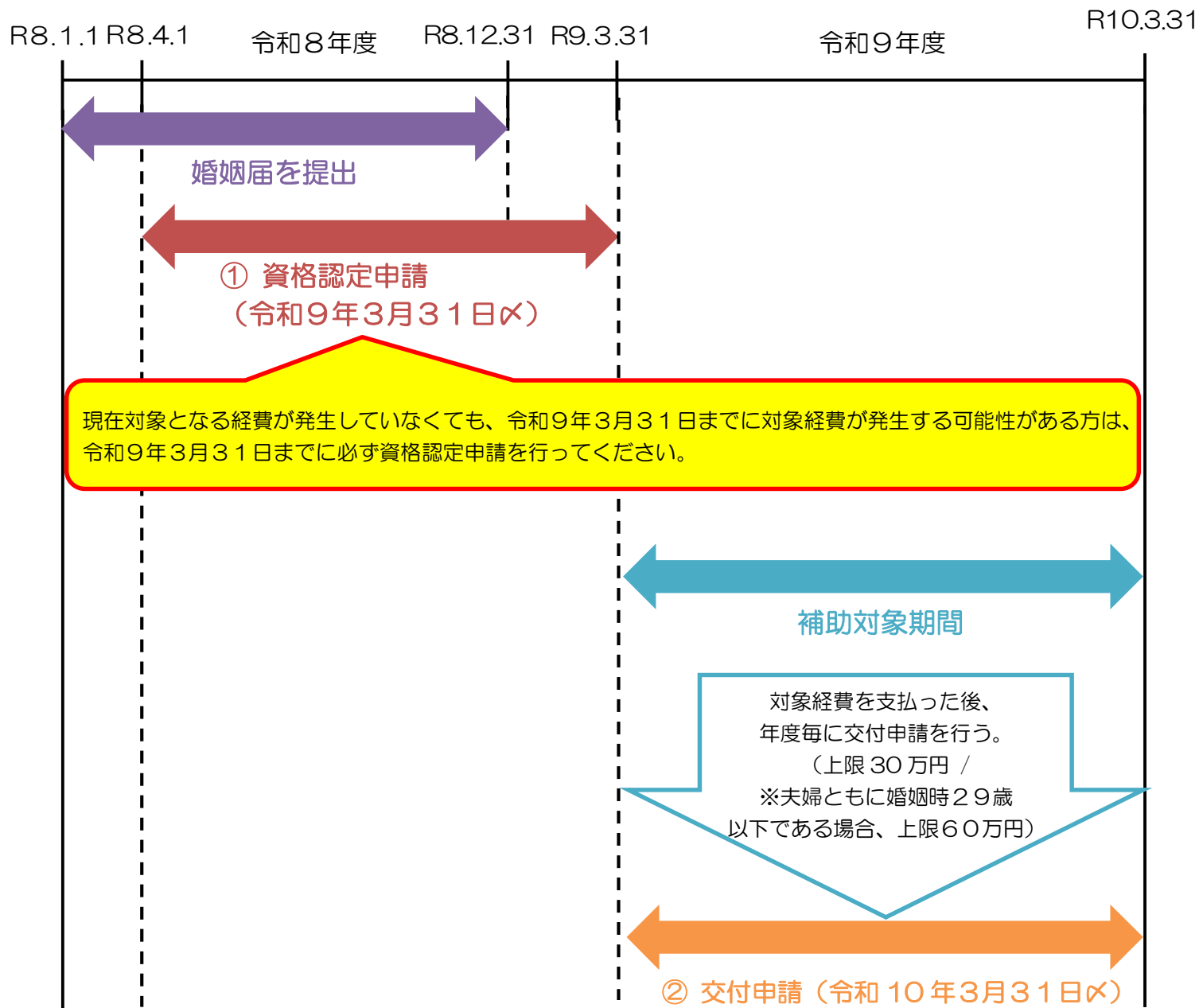
チェック	対象経費について	
<input type="checkbox"/>	住居を購入した場合	建物の新築費用、購入費用 ※リフォーム費用は除く
<input type="checkbox"/>	住居を賃借した場合	物件の賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料 ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は経費から減額
<input type="checkbox"/>	引越したした場合	引越し費用 ※引越し業者・運送業者への支払いが対象。不用品処分費やレンタカー代は対象外。

◎必要書類のチェック

資格認定申請（令和9年3月31日✕）

チェック	書類名等
<input type="checkbox"/>	資格認定申請書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	誓約書兼確認書（様式第2号）
<input type="checkbox"/>	婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本 ※コピー不可
<input type="checkbox"/>	住所地を確認できる本人確認書類等のコピー（夫婦2人分）
<input type="checkbox"/>	申請者夫婦の直近の課税証明書 ※課税年度の1月1日時点で住所地があった役場で発行されます。 ※コピー不可
<input type="checkbox"/>	令和7年中の貸与型奨学金の返済を確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）

## 手続き等のイメージ図



- 令和8年度に支払った経費を、令和9年度にまとめて申請することはできません。
- 令和8年度中に経費が発生する場合は、令和9年2月頃までに必ずご相談ください。